平成２２年（フ）第３３号
滋賀県草津市追分町53番地１、前住所大阪府高槻市美しが丘２丁目11番10号
債務者　㊢居　重明
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０４号
大津市南郷２丁目11番33号、前住所京都府宇治市五ヶ庄広岡谷２番地の125
債務者　吉山　　滿
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５４号
滋賀県大津市国分２丁目306番地の９
債務者　池口千賀子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９０号
大津市仰木の里東８丁目11番９号
債務者　島﨑　元伸
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０１号
滋賀県甲賀市水口町山2654番地10、前住所滋賀県甲賀市水口町山2589番地108
債務者　白倉　優子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０６号
大津市石山寺４丁目10番２号、前住所京都市東山区東大路松原上る４丁目毘沙門町29番地佐竹ビル403号
債務者　延藤　浩二
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１９号
大津市本堅田６丁目21番１―103号
債務者　植松　剛寿
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３３号
滋賀県甲賀市水口町山1640番地50
債務者　髙橋加代子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４１号
滋賀県守山市今市町245番地３、前住所滋賀県蒲生郡安土町大字下豊浦1266番地８
債務者　福田　　実（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５４号
大津市大江７丁目７番12号　サラデグラシア105号、前住所京都市伏見区日野馬場出町57番地
債務者　松尾　明美
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０８号
兵庫県姫路市四郷町東阿保1228番地６、従前の住所兵庫県姫路市北原548番地５
債務者　ヨーケンテクノこと　見津　昇平
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２０９号
兵庫県姫路市四郷町東阿保1228番地６、従前の住所兵庫県姫路市北原548番地５
債務者　見津　庸子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２８８号
兵庫県姫路市御立西２丁目４番９号
債務者　友政自動車鈑金工作所こと　友政雄太郎
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２８９号
兵庫県姫路市御立西２丁目４番９号
債務者　友政　純子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５８６号
広島市佐伯区湯来町大字下2204番地
債務者　村岡萬里子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７７９号
広島市中区千田町１丁目７番17号　２Ｆ
債務者　山本　武男
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８１６号
広島県安芸郡海田町蟹原１丁目11番11―306号
債務者　山本　康彦
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
広島地方裁判所民事第４部